

はじめに

手賀沼はかつて、豊かで清らかな水を湛え、様々な生き物が生息し、農業を支え、豊かな漁場を提供してきました。そして、現在も農業用水として利用されるとともに、内水面漁業及び憩いの場として、また、多くの文人が優れた作品を残した文化の薫り高い地として、かけがえのない財産となっています。

しかし、流域^{*1}の都市化の進行とともに、生活排水等による汚濁負荷が増加して、沼の水質の悪化が進み、富栄養化^{*2}によるアオコ^{*3}の異常発生、湧水や河川水量の減少とも相まって、水質はさらに急激に悪化し、水生植物の減少や沼に生息する魚等にも大きな影響が出るなど、自然環境も大きく変化しました。

そこで、昭和 60 年 12 月に湖沼水質保全特別措置法^{*4}に基づく指定湖沼に指定されたことを受け、昭和 61 年度以降、「湖沼水質保全計画」に基づき、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進等の水質の保全に資する事業や、水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準の適用といった水質の保全のための規制などの対策を進めてきました。

また、平成 12 年度から本格的に運用が開始された北千葉導水事業による浄化用水の導入の効果も相まって、水質はピーク時に比べ大幅に改善され、流域内の汚濁負荷も減少傾向にありますが、近年の化学的酸素要求量 (COD) ^{*5}の年平均値は横ばいに推移しており、環境基準^{*6}の達成には至っていません。

一方、都市化の進行に伴い、水質悪化とともに、湧水や河川流量の減少、水生生物の減少による自然浄化機能の低下など、水循環の悪化の問題が生じていました。こうした問題への対応が必要となったことから、残された自然環境を生かし、水量の確保、水生生物や水辺地の保全という一体的な水循環の回復を図るため、「かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の再生と環境基準の達成」を目指す「手賀沼水循環回復行動計画」を平成 15 年度に策定しました。

当計画では、中・長期的な目標を掲げ、水質改善、水量回復、生物生息環境の保全、人と水との関わり合いの強化の視点から行動メニューを定めており、これに従い、水量の確保、生物生息環境の保全などの対策を進めてきましたが、その後、「第 6 期湖沼水質保全計画」(平成 23 年度策定)を踏まえ、平成 24 年度に行動メニューの更新などを行ったところです。

近年、手賀沼を取り巻く水環境の状況は、水質の問題に加え、ハスやヨシ等の水生植物の大量繁茂、ナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイ等の特定外来生物の繁殖などの問題も顕在化しています。

このような状況の中、平成 28 年度には「第 7 期湖沼水質保全計画」が策定されたところであり、「手賀沼水循環回復行動計画」についても、水環境を取り巻く新たな課題への対応も取り入れた行動メニューに更新し、改定を行うこととしました。

この計画では、水環境保全に係る諸課題の解決に向けて、「湖沼水質保全計画」と相まって、行政、住民、事業者等の様々な主体の連携・協働による取組を一層推進することを目指すものとし、